

意見書

令和5年8月28日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

令和5年8月28日に開催した令和5年度第2回三重県公共事業評価審査委員会において、県より砂防事業1箇所、道路事業2箇所、河川事業3箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 砂防事業【再評価対象事業】

21番 こたきかわ 小滝川

21番については、平成26年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、21番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 道路事業【再評価対象事業】

5番 いっぽんこくどう 一般国道421号 ごう (大安 だいいんいんたーちえんじ I C どうろ アクセス道路)

5番については、平成24年度に事業に着手し、平成30年度、令和2年度に再評価を行い、その後全体計画事業費に変更があったことから、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、5番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(3) 道路事業【再評価対象事業】

10番 いっばんこくどう 一般 国道167号 ごう いそべ (磯部バイパス)

10番については、平成24年度に事業に着手し、平成28年度、令和2年度に再評価を行い、その後全体計画事業費に変更があったことから、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、10番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。なお、今後の道路事業の立案にあたって、事業費の算定が難しい事業は、事業計画時にできる限り詳細な調査を行い、大幅な事業費の変更が無いように努められたい。

(4) 河川事業【再評価対象事業】

14番 にきゅうかせんいなべがわ 二級河川員弁川

14番については、平成20年度に河川整備計画を策定し、事業に着手し、平成25年度、平成30年度に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、14番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(5) 河川事業【再評価対象事業】

18番 にきゅうかせんみわたりがわ 二級河川三渡川

18番については、平成20年度に河川整備計画を策定し、事業に着手し、平成25年度、平成30年度に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、18番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(6) 河川事業【再評価対象事業】

19番 にきゅうかせんどうがわ 二級河川百々川

19番については、平成20年度に河川整備計画を策定し、事業に着手し、平成25年度、平成30年度に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、19番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。